

平成 20 年 10 月 17 日

要 請 書

厚生労働副大臣

衆議院議員 大村秀章様

愛知県社会保険労務士政治連盟

会長 小嶋 招啓

全国健康保険協会愛知支部の評議会議員への
社会保険労務士の委嘱にかかる要請について

記

1 全国健康保険協会都道府県支部評議会（以下「評議会」という。）について

（1）評議会の設置について

平成 20 年 10 月 1 日に発足した全国健康保険協会は、その定款において、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資することを目的として、各 都道府県支部に評議会を設置することとされている。（定款第 28 条）

（2）評議会評議員（以下「評議員」という。）の数及びその委嘱基準

評議員数は 12 名以内とされ、都道府県の健康保険適用事業所の事業主、健康保険被保険者並びに業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数委嘱することとされている。（定款 29 条）

（3）評議員の任期

評議員の任期は 2 年とされている。（定款 30 条）

（4）評議員の職務

全国健康保険協会都道府県支部長は、以下の事項についてあらかじめ評議員の意見を聴くこととされている。（定款 31 条）

ア 毎事業年度の事業計画並びに予算および決算のうち当該支部に係る事項

イ 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項

ウ その他当該支部の業務に関する重要事項

（5）評議会の開催

評議会は原則として支部長が召集して開催することとされている。（定款 32 条による同 22 条の準用）

2 社会保険労務士を評議員に委嘱することの必要性及び妥当性について

以下の視点から、社会保険労務士を評議会評議員に委嘱することが望ましい と考える。

(1) 社会保険労務士は、主に中小企業事業主の委託を受けて、従業員が加入 する健康保険に関する諸手続きに深く関わっており、全国健康保険協会の中核 的業務について知識経験を有する国家資格であり、評議員 適格要件とされる上 記1の(2)の「業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者」にあたるこ とは明らかである。

また、社会保険労務士は、本来事業主の責務とされている健康保険に関する 諸手続きを、事業主の委任を受けて事業主と一体的に行う者であり、同じく 上記1の(2)の「適用事業所の事業主」とみなすことも十分可能である。

(2) 社会保険労務士は、従来から、健康保険法などの改正等があった場合は 直ちにその改正内容等について理解し、健康保険に係る諸業務を適性かつ適格 に処理する責任を有しており、健康保険行政の良きパートナーとして、その円 滑な推進を通じて国民生活の安定に深く 寄与している。

一方、社会保険労務士は、年金、健康保険、労災保険等の等の手続業務を行 う中で多数の事業主及び被保険者(労働者)と日常的に接しており、他の学識 経験者や個々の事業主以上に、評議会において現場の広い意見を反映しうる立 場にあり、このことは、定款28条の「都道府県ごとの実情に応じた業務の適 正な運営に資する」とする評議会の設置目的に適うものである。

国の社会保険制度の基盤である健康保険制度が、高齢社会の中で一層の複雑 化が見込まれる中で、産業現場において長年培ってきた社会保険労務士の実績 と役割は、評議会の一員として都道府県支部の業務に関与することを通して、 健康保険業務の的確な推進を図り、もって国民生活の安定に寄与することは十 分期待可能であり、他の学識経験者に劣るものでないことは明らかである。

3 全国健康保険協会愛知支部の評議員構成について

全国健康保険協会愛知支部の説明によれば、健康保険協会設立のために社会 保険事務局に設置された準備委員会の委員を、そのまま発足後の同支部の評議 会評議員に委嘱することとしており、その構成は、学識経験者として大学教授 2名及び弁護士1名の3名、事業主3名、被保険者3名の計9名とする方針で あり、社会保険労務士の任命は予定していないとのことであった。

4 全国健康保険協会の運営委員会について

全国社会保険労務士会連合会は、全国健康保険協会の運営委員会の被保険者 代表委員候補者として1名の社会保険労務士を推薦し、委嘱されることになっ ている。

5 愛知県社会保険労務士会の見解と愛知支部長に対する要請について

愛知県社会保険労務士会は、前記2に述べた理由により、当会が推薦する社会保険労務士が愛知支部評議会の評議員に委嘱されるべきであるとの見解に立ち、平成20年10月15日、南部勝会長が広瀬茂全国健康保険協会愛知支部長に面談し、委嘱の実現について要請を行った。